

認定特定非営利活動法人に「特定非営利活動法人 あさまハイランドスポーツクラブ」を認定しました

特定非営利活動促進法第44条第1項に基づき、次のとおり認定しました。

1 認定した特定非営利活動法人

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 特定非営利活動法人あさまハイランドスポーツクラブ |
| (2) 代 表 者 | 理事長 土屋 美喜子 |
| (3) 所 在 地 | 北佐久郡御代田町大字草越 1173 番地 1735 |
| (4) 事業内容 | ・カーリングホールの運営に関する事業
・カーリング競技並びにスポーツの普及と強化活動に関する事業
・スポーツの振興と教育に関する事業 など |

2 認定について

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 認定年月日 | 令和8年8月3日 |
| (2) 認定期間 | 5年間(令和8年8月3日から令和13年7月31日まで) |

3 寄附金に係る措置

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| (1) 個人寄附 | 所得税個人県民税は寄付金控除の対象
市町村民税は各市町村税条例による |
| (2) 相続、遺贈寄附 | 相続税は非課税 |
| (3) 法人寄附 | 法人税の損金算入限度額の拡大 |

※ 認定NPO法人制度は、寄附金に係る税制上の優遇措置を通じて、NPO法人の活動を支援する制度です。広く市民からの支援を受けていることや、運営組織・経理が適切であること等の基準を満たした法人を、知事が認定します。

今回の認定により、長野県内に主たる事務所を置く認定NPO法人は、「あさまハイランドスポーツクラブ」を含めて18法人となりました。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当	企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係 片瀬、小林、丹羽、豊田
電 話	026-235-7189(直通) 026-232-0111(代表)内線 2862
F A X	026-235-7026
E-mail	kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp